

第255回郵政民営化委員会後 委員長記者会見録

日時：令和4年12月16日（金）17:30～17:39

方法：Web会議

○司会 ただいまから、郵政民営化委員会山内委員長によります記者会見を行います。

本日もウェブ方式の会見としております。大変恐縮ですが、御発言をされないときにはマイクをミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。

また、会見の進め方ですが、冒頭、山内委員長に御発言をいただき、その後、質疑応答を行います。

それでは、山内委員長、よろしくをお願いいたします。

○山内委員長 郵政民営化委員会委員長の山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の郵政民営化委員会の概要について、御説明を申し上げます。資料につきましてははお配りしているとおりでございます。

本日は、国際物流事業、日本郵便株式会社からこれについてヒアリングを行いました。

また、12月8日に株式会社かんぽ生命保険が、金融庁、それから、総務省に対して新規業務の届出を行ったということでございまして、これに伴いまして、9日に金融庁、総務省から当委員会宛てに届出についての通知がございました。通知を受けまして、当委員会では、今回届出のあった新規事業について、調査審議が必要かどうか審議を行いました。

議事の内容については、配付資料を御確認いただければと思います。

まず、国際物流の問題でございしますが、国際物流については、日本郵便から御説明いただいたのですが、それについての主な意見を御紹介させていただきます。

まず、日本郵便としてフォワーディングとコントラクトという新しい事業分野をつくったということになると。これはトールの関係です。世の中はトールを売ったという認識になっているので、こういった新しいフォワーディングとかコントラクトという、トールの関係でそういった事業をつくったということを理解していただいて事業に生かしていくことが重要だというような意見がありました。

これに対して、日本郵便側から、新しい事業分野について、しっかりやっていることをPRできるように取り組んでいきたいという御回答がございました。

それから、関連してですけれども、このトールの関係で、フォワーディングとコントラクトという新しい事業を持ったわけですが、これによって国際的なネットワークを持って、全方位で物流ができる体制を持っているということになるわけで、これは大きなメリットだということ。しかし、海外の顧客を取り入れる一方で、日本での基盤が弱いと思えるが対策はあるのか、今後、国際物流を拡大する中で強みを生かしていく、その方法はどのようなものかを考えているのか、こういう御意見、御質問ということがございました。

これに対して、日本郵便側から、海外の顧客からの要請を契機として、J P トールロジスティクスをつくって、日本でも仕事を取れるようにしていこうということでありますということです。

ただ、日本での物流の経験が足りないということから、経験のある方々と協力をして強化するなど、そういったことで海外のノウハウを営業の機会で生かしていくと、こういうことを考えているというような御回答でございました。これは当社のユニークな点であると考えていると。こんなような御回答いただいたところであります。

以上が国際物流関係です。これについての質疑応答ということになります。

次に、2つ目の議題ですけれども、株式会社かんぽ生命保険の新規業務の届出について審議をいたしました。

委員会では、今回届出のあったかんぽ生命保険の新規業務に関しまして、昨年取りまとめを行いました「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針（令和3年10月）」、これにのっとりまして調査審議が必要かどうかこれを判断したということでございます。

郵政民営化法上、かんぽ生命保険が新規業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係、それと、利用者への役務の適切な提供を阻害することがないように、この点について特に配慮しなければならないと定められているわけであります。この配慮義務について、この方針にのっとりまして、かんぽ生命保険から提出された書面を基に審議を行いました。

この結果、今回、届出のあった新規業務は、適正な競争関係の確保と、それから、役務の適切な提供の配慮義務について確認する必要があると、このように判断し、調査審議を行うこと及び意見聴取を行うこと、これを決定したところであります。

これを受けまして、19日から意見聴取の希望の申し出の受け付けを開始、意見聴取につきましては1月20日の委員会で行うことを予定するということでございます。

かんぽ生命保険の届出内容についての事務局の説明を受けまして、委員から次のような御指摘がございました。

今回の改定は、かんぽ生命の主力商品の改定であり、関係団体から広く意見を伺うほうがよいというものであります。こういうこともあり、先ほどのような結論に至ったということでございます。

私からの説明は以上であります。

次回開催については未定ということでございます。

以上でございます。

○司会 それでは、質問をお受けいたします。御質問がある方は、御発声または挙手ボタンでお知らせください。

特にございませんでしょうか。

郵湧新報様でいらっしゃいますか。よろしく願いいたします。

○記者 よろしくお願ひします。郵湧新報の園田です。

郵便局でマイナンバーカードの交付を可能にする法改正が報じられて、大きな前進だと思うのですが、委員長の御見解をお願いいたします。

○山内委員長 総務大臣から、マイナンバーカードの交付に必要な本人確認を郵便局で行えるようにするために必要な法改正を検討していくと、こういうことが表明されたことは承知しております。

それで、郵便局では、これまでもマイナンバーカードに関連して、自治体への郵便局スペースの貸与あるいは電子証明書の申請の受け付け事務等を行っている、このように聞いております。郵便局と、それから、地方公共団体の連携ということになるわけでありまして、これは令和3年に総合的な検証をこの委員会として行っているわけですが、その中の意見としても必要性を指摘しているところであります。

したがいまして、当委員会としては、今般、総務省において検討している法改正についての取組について、郵便局を活用する様々な取組が進んでいくということを期待しているところでございます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 そのほかに御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

もしよろしいようでしたら、本日の会見はこれにて終了させていただきたいと思ひます。山内委員長、それから、本日御出席の皆様、どうもありがとうございました。

○山内委員長 どうもありがとうございました。失礼いたします。

以上